

# 資料 5

参 考

日本教職大学院協会

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（中間まとめ）に対する日本教職大学院協会会員校の意見等について

※ この資料は、日本教職大学院協会会員校へ意見照会を行い、回答があったものを一覧にまとめて参考として送付するもので、当協会に対して行われるヒアリングの際に使用するものではありません。

A 大学大学院	
大筋では賛同しますが、履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化(p. 38)に関しては、大学院への入学者拡充方策と併せた制度設計とし、現職派遣・定員充足等にマイナスの効果が出ないよう配慮いただきたい。	
B 大学大学院	
中教審として、教員養成と並んで学校管理職養成に重点的に取り組むべきである。その際には、以下の点を検討すべきである。 1. 教職大学院における学校管理職養成の可能性（学校管理職養成コースの設置、登用試験免除、派遣制度の見直しなど） 2. 都道府県等における学校管理職養成の制度化（登用試験前の養成研修の制度化） 3. 学校管理職の資格化（専門職基準の制定、認定資格の基準化など） 4. 教員養成部会と並ぶ学校管理職養成部会の設置による本格審議	
C 大学大学院	
「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（中間まとめ）」の方向性については賛成ですが、教育委員会等の研修を安易に教職大学院の単位とすることには慎重でありたいと思います。	
D 大学大学院	
(6)教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性 ①拡充期を迎えた教職大学院の在り方 (p. 36-37) ○ 一方、平成24年8月の中央教育審議会答申では、教職大学院の設置されていない都道府県においても、大学と教育委員会との連携・協働により、教職大学院の設置を推進することが提言されるとともに、国立の教員養成系修士課程については、高度専門職業人としての教員養成機能は原則教職大学院に移行させることとしている。なお、当面は、現在の修士課程入学定員の規模や役割を踏まえながら、教職大学院の量的な整備を行っていくことが必要であり、その際、教科教育などの修士課程で主として担ってきた能力をとどのように教職大学院で養成するか、	

「チーム学校」を形成する教員としての力量をどのように育成するか、教員研修とどのように連動させるかといったことについて検討する必要がある。

#### 【意見等】

『チーム学校』を形成する教員としての力量をどのように育成するか」という課題については、学校組織マネジメント系コースや科目で、理論的実践的に取り上げてゆくとよい。例えば、エンゲストロームの活動理論をもとに、実際に学校と地域、学校と企業、学校とNPO等との結び目を創る（Knotworking）社会参加・社会参画型授業など。

- 上記の方針を踏まえ、今後は、教職大学院は、質的な面のみならず、量的な面でも大学院段階での教員養成の主軸として捉え、高度専門職業人としての教員養成のモデルから、その中心に位置付けることが必要である。教職大学院が大学と教育委員会・学校と連携・協働ハブとなり、学部段階も含めた大学全体の教員養成の抜本的な強化や、現職教員の研修への参画など地域への貢献の充実を図ることが求められる。また、教職大学院の中には、教育委員会と連携し、現職教員の育成のみならず地域や学校における教育改革の取組を支援し成果をあげている例もあることから、このような取組を進めていくことにより、教育委員会と教職大学院の連携がより一層促進・強化されることも期待される。
- 教職大学院の設置拡充に伴い、新任教員については、大学院修了者向けの採用試験の実施、名簿登載期間の延長や初任者研修の免除などによりインセンティブを付与することや、現職教員については、教職大学院の学びを教職生活全体のキャリアの中に明確に位置付けることも重要である。また、拡充期を迎えた教職大学院では、「チーム学校」を形成する教員としての力量を育成できるカリキュラムの充実にも努めるとともに、教育委員会の行う教員研修的中核的パートナーとして役割を果たすことが求められている。このためにも、教職大学院ではこれまでの成果や学びの有効性・メリットなどについての対外的な広報を強化するとともに、さらなる教育委員会と連携・協働により、学校現場での実践に即した教育内容への改善・充実を図ることで、入学のための動機付けやニーズを高めることも可能となる。

#### 【意見等】

教職大学院教員と院生のチームが、実習校・所属校などの学校フィールドワークを行うだけでなく、それを機に当該校への研修・研究支援を行ったり、区市町村の教育委員会の研修への参画・支援を行ったり、免許状更新講習への関わり（院生の実習としてカウントする）なども考えられる。

②教職大学院を中心とした大学における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化（p. 38-39）

- 複雑化、多様化する教育課題に対応するためには、教員の資質能力について一層の高度化が図られなければならない。
- そのためには、将来的には教員養成の大学院レベル化も視野に入れつつ、教職大学院を中心とした大学と教育委員会が連携しながら教員の養成や研修を進めていくことが必要である。また、教員がこれらの方法により学習した成果を専修免許状の取得や能

力証明に結びつけられる方策も重要である。これらにより、一人一人の教員が自ら学び続ける意欲を高め、ひいては高度専門職業人としての教員の地位の確立にも寄与することが期待される。

- 当面の取組としては、例えば以下のようなものが考えられる。
  - ア 教職大学院等において、現職教員等を対象に履修証明プログラムを開設し、大学院レベルの高度で専門的な内容のプログラムを提供する。その際、現職教員に受講しやすいよう、120時間以上行うこととされている履修証明プログラムを、例えば「教科指導コース」「生徒指導コース」、「学校経営コース」など複数コースに分割し、現職教員の判断により、これらのコースの1つ又は複数を履修できるようにすることも考えられる。その場合、コースの終了でみればコース修了証を授与する。
  - イ 教職大学院等と教育委員会が連携し、現職教員を対象とした研修や免許状更新講習を行い、当該研修による学習の成果を教職大学院において単位認定することや、これらの研修について文部科学大臣の認定を受けて「認定講習」とすることにより単位認定を可能とする。
- 上記アやイの方法、又は、アとイを混合した方法により必要な単位を満たした現職教員に対しては、教育職員免許法別表第3により専修免許状の授与が可能となる。さらに、専修免許状の授与につながらなくても、上記アの履修証明プログラムの全部又は一部を修了することにより履修証明証やコース証明証が授与され、受講した教員の能力証明としての役割を果たすことが可能である。なおその際、教員が自らの職能成長をデザインできるように、研修履歴をファイルしポートフォリオを作成するシステムを教員育成協議会(仮称)が構築すると、教員の主体的な将来設計を促すことができる。
- 任命権者においては、現職教員の学び続ける意欲を高め、その資質能力の高度化を図るため、教員育成協議会(仮称)場を活用することなどにより、大学と十分連携した上で、教職大学院等における授業や研修等の成果である履修証明証やコース修了証、さらに専修免許状を取得した者についても人事上の配置や昇進、処遇への反映等、インセンティブの付与について今後積極的に対応していくことが期待される。

**【意見等】**

教職大学院の修了者へのインセンティブを明確にし周知してゆくこと、また、国がそれを教育委員会の理解を図るためのバックアップを行って欲しい。